令和4年2月市議会 教育厚生委員会資料

第28号議案 令和4年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算

目	TO THE STATE OF TH	ページ
1	令和 4 年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表	1
2	長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ	2
3	令和4年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント	3~4
4	保険料率の改定について	5
5	現行と改定後の年間保険料額の比較モデルについて	6
6	本市の後期高齢者医療の概要(参考)	7
7	後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について(参考)	8

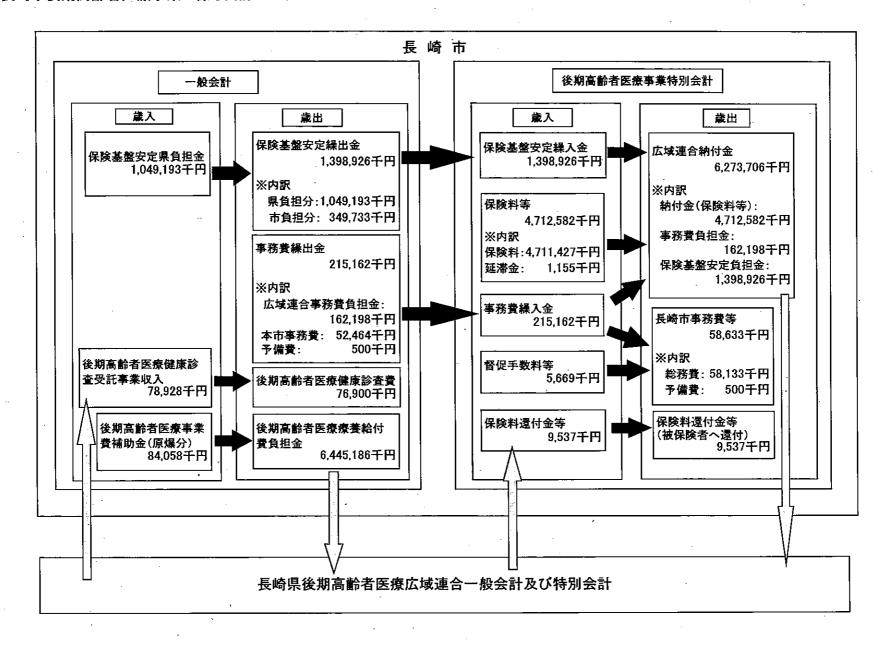
市 民 健 康 部 令 和 4 年 2 月



1 令和4年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算総括表

_				_		_					(単位:千円)
		歳		入 		L		歳		出	
款	項	B	4年度 当初予算 A	3年度 当初予算 B	増減 A-B	敷	項	目	4年度 当初予算 A	3年度 当初予算 B	增減 A一B
1	後	期高齢者医療保険料	4,711,427	4,485,034	226,393	1	K	務 費	58,133	51,341	6,792
	1	後期高齢者医療保険料	4,711,427	4,485,034	226,393		1	総務管理費	35,904	27,788	8,116
		1特別徵収保険料	2,960,298	2,753,812	206,486			1一般管理費	35,904	27,788	8,116
		2普通徴収保険料	1,751,129	1,731,222	19,907		2	徴収費	22,229	23,553	▲ 1,324
2	使	用料及び手数料	440	472	▲ 32			1徴収費	18,420	19,842	▲ 1,422
	1	手数料	440	. 472	▲ 32			2滞納処分費	3,809	3,711	98
		1証明手数料	1	1	٠0	2	後	明高齢者医療広域連合納付金	6,273,706	5,954,078	319,628
		2督促手数料	439	471	▲ 32		1	後期高齢者医療広域適合納付金	6,273,706	5,954,078	319,628
3	繰	入金	1,614,088	1,519,233	94,855			1後期高齢者医療広域連合納付金	6,273,706	5,954,078	319,628
	1	一般会計繰入金	1,614,088	1,519,233	94,855	3	Ħ	支出金	9,537	9,079	458
		1保険基盤安定繰入金	1,398,926	1,307,156	91,770		1	償還金及び還付加算金	9,537	9,079	458
		2事務費繰入金	215,162	212,077	3,085			1保険料還付金	9,423	8,971	452
4	繰	越金	1	, 1	. 0	L		2還付加算金	114	108	6
	1	繰越金	1	1	0	4	- 7	備費	500	500	0
		1繰越金	1	1	0		1	予備費	500	500	0
5	諸	収入	15,920	10,258	5,662			1予備費	500	500	0
	1	延滞金、加算金及び過料	1,156	1,168	▲ 12						
		1延滞金	1,155	1,167	▲ 12						
		2通料	1	1	0						
	2	償還金及び還付加算金	9,537	9,079	458						
		1保険料還付金	9,423	8,971	452						
		2還付加算金	114	108	6						
	3	雑入	5,227	11	5,216	1					
ĺ		1雑入	5,227	11	5,216				•		
		合 計	6,341,876	6,014,998	326,878			合 計	6,341,876	6,014,998	326,878

2 長崎市後期高齢者医療事業に係る会計のしくみ



2

3 令和4年度長崎市後期高齢者医療事業特別会計予算のポイント

【歳入】

(1)1款1項 後期高齢者医療保険料

(単位:千円)

E	内容	令和4年度 当初予算①	令和3年度 当初予算②	増減 ①-②
1 特別徴収保険料	年金から天引き (介護保険料が天引きされている年金額が年 間18万円以上の方)	2, 960, 298	2, 753, 812	206, 486
2 普通徴収保険料	納付書により納入(上記以外の方、若しくは 介護保険料と当該保険料額を合わせた額が年 金受給額の1/2を超過する方、又は年金天引 きではなく口座振替を希望される方)	1, 751, 129	1, 731, 222	19, 907
	計	4, 711, 427	4, 485, 034	226, 393

[※] 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

(2) 3款1項 一般会計繰入金

ア 1目 保険基盤安定繰入金

(単位:千円)

			(学位:17月)
内 容	令和4年度 当初予算①	令和3年度 当初予算②	增減 ①一②
所得の低い方に係る保険料の軽減(均等割額の7・5・2割軽減)分及び被用者保険の被扶養者だった方の軽減(均等割額の5割軽減)分を、一般会計から繰入れる。	1,398,926 (集3/4 1,049,193) (市1/4 349,733)		91,770 (県3/4 68,827) (市1/4 22,943)

[※] 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

イ 2目 事務費繰入金

(単位:千円)

	内容	令和4年度 当初予算①	令和3年度 当初予算②	增減 ①-②
広域連合 事務費	広域連合運営や保険給付に係る人件費及び 事務費のうち本市負担分(※)	162, 198	160, 721	1,477
本 市 事務費	· 事務費 52,464千円 · 予備費 500千円	52, 964	51, 356	1, 608
,	計	215, 162	212, 077	3, 085

^(※) 歳出予算の「2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金」の一部として市が広域連合へ納付する。

【歳出】

(1) 1款1項1目 総務費総務管理費一般管理費

(単位:千円)

	令和 4 年度 当初予算①	令和3年度 当初予算②	增減 ①-②	主な増の理由
一般管理費	35, 904	27, 788	8, 116	令和 4 年10月1日施行の、負担割合 2 割新設に伴う保険証発送等に伴う郵送料の増(5,283千円)※

[※] 毎年7月に、被保険者証を年度更新に伴い郵送しているが、2割新設に伴い9月にも全被保険者を対象に改めて郵送する。

(2) 2款1項1目 後期高齢者医療広域連合納付金

(単位:千円)

歳出項		広域連合納付金		(早位:十门)
歳入項目	令和 4 年度 当初予算①	令和3年度 当初予算②	· 增減 ①-②	主な増の理由
保険料 (※1)	4, 712, 582	4, 486, 201	226, 381	保険料率改定等に伴う増
保険基盤安定繰入金(※2)	1, 398, 926	1, 307, 156	91, 770	料率改定に伴う均等割額の増 額及び対象人数が増加したことによる保険基盤安定負担金 の増
広域連合事務費繰入金 (※3)	162, 198	160, 721	1, 477	広域連合事務費負担金の増
<u>#</u>	6, 273, 706	5, 954, 078	319, 628	

- (※1) 市は保険料を徴収し、徴収した保険料を広域連合へ納付する。 (高齢者の医療の確保に関する法律第104条及び第105条)
- (※2) 低所得者及び被用者保険の被扶養者だった方に係る保険料軽減分を県3/4及び市1/4の割合で負担し、 市が取りまとめて広域連合へ納付する。(高齢者の医療の確保に関する法律第99条及び第105条) なお、令和4年度長崎市推計平均被保険者数 67,247人(令和3年度 65,411人)
- (※3) 広域連合運営や保険給付に係る人件費及び事務費を県内21市町が按分して負担する。 (長崎県後期高齢者医療広域連合規約第17条)

按分内訳:経費の1割は均等割、5割は高齢者人口割、4割は人口割、本市負担率約28%

4 保険料率の改定について

高齢者の医療の確保に関する法律等の規定により、保険料の料率は2年ごとに見直すことになっている。長崎県下の令和4・5年度の保険料については、医療給付費の増加等により、均等割額、所得割額がいずれも引き上げとなった。一人あたり保険料額は、令和3年度65,235円から令和4年度69,815円(増加率7%)となる見込みである。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の改正により伴い、賦課限度額も引き上げとなった。

(保険料算定方法)

均 等 割 額 (被保険者全員) 49,400円

+

所 得 割 額 (被保険者の前年の総所得 -43万円)×9.03%

保 険 料 年額最高 66 万円

(現行 47, 200円)

(現行 8.98%)

(現行 64 万円)

・同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額が基準以下の場合は均等割額の軽減が ある。

	軽減適用の基準額 (同一世帯内の被保険者と世帯主の前年の合計所得額)
7割軽減	43 万円(基礎控除額) +10 万円×(給与所得者等の数-1)以下
5割軽減	43 万円+28.5 万円×被保険者数 +10 万円×(給与所得者等の数-1)以下
2割軽減	43 万円+52 万円×被保険者数 +10 万円×(給与所得者等の数-1)以下

・制度加入直前に社会保険の被扶養者であった被保険者には所得割額は賦課されず、均等割額も制度加入後2年間5割軽減される。

5 現行と改定後の年間保険料額の比較モデルについて

		均等割	年間保険料額			
後昇 	胡高齢者1人世帯 	軽減	現行	改定後	差額	
例 1	年金収入 1,530,000円 (所得割なし限度額)	7割軽減	14, 100円	14, 800 円	700 円	
例 2	年金収入 1,920,000円 (厚生年金平均受給額)	5割軽減	58, 600円	59,900円	1,300円	
例 3	年金収入 2,100,000円	2割軽減	88, 800円	90, 900 円	2,100円	
例 4	年金収入 3,000,000円	軽減なし	179, 200 円	182, 100 円	2, 900 円	

	in the state of th	均等割	年間保険料額				
後月 	胡高齢者 2 人世帯	軽減	現行	改定後	差額		
例 1	年金収入 主 1,530,000円 (所得割なし限度額) 配 790,000円 (老齢基礎年金のみ)	7割軽減	主 14,100円 配 14,100円 計 28,200円	主 14,800円 配 14,800円 計 29,600円	1, 400 円		
例 2	年金収入 主 1,920,000円 (厚生年金平均受給額) 配 790,000円	5 割軽減	主 58,600円 配 23,600円 計 82,200円	主 59,900円 配 24,700円 計 84,600円	2, 400 円		
例	年金収入 主 2,700,000円 配 790,000円	2 割軽減	主 142,700 円 配 37,700 円 計 180,400 円	主 145,100円 配 39,500円 計 184,600円	4, 200 円		
例 4	年金収入 主 3,000,000円 配 790,000円	軽減なし	主 179, 200 円 配 47, 200 円 計 226, 400 円	主 182,100円 配 49,400円 計 231,500円	5, 100 円		

[※] 表内の主は世帯主、配は配偶者の略

6 本市の後期高齢者医療の概要(参考)

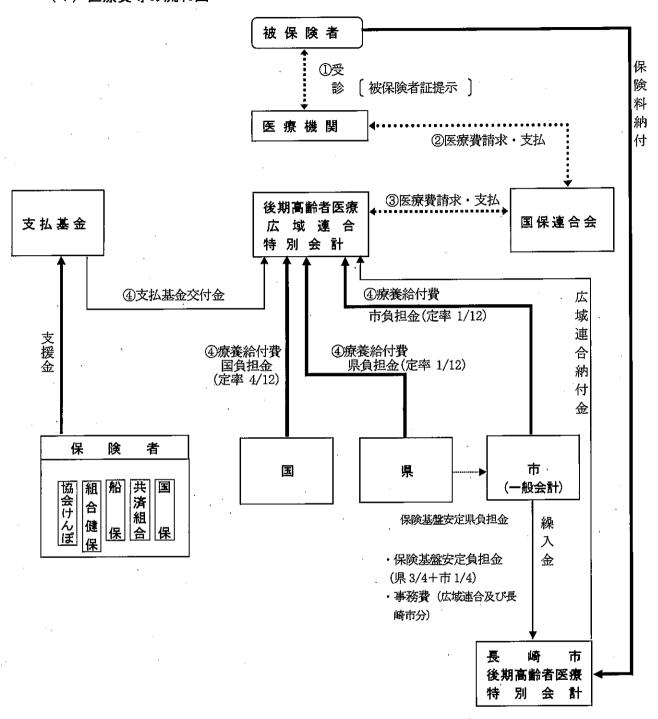
	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度 (見込み)
平均被保険者数(人)	64, 673	65, 514	65, 556	65, 411
医療費総額(千円)	84, 663, 403	86, 183, 971	83, 186, 803	78, 335, 978
一人あたり医療費	1, 309, 100	1, 315, 505	1, 268, 943	1, 197, 596
(円)				
保険料率	(均等割額)	(均等割額)	(均等割額)	(均等割額)
•	45, 800円	45, 800円	47, 200円	47, 200円
	(所得割率)	(所得割率)	(所得割率)	(所得割率)
	8. 67%	8. 67%	8. 98%	8. 98%
一人あたり保険料額	61, 081	62, 098	65, 174	65, 235
(円)				

[※]毎年度6月当初賦課時点において、賦課総額を賦課対象被保険者数で除した金額。

所得階層別被保険者数(人) (令和4年1月末) 66,001	現役並み 所得者	一般	住民税非課税	住民税非課税 (年金収入80万円 以下など)
	3, 164	29, 550	18, 266	15, 021

7 後期高齢者医療制度における医療費の流れ等について(参考)

(1) 医療費等の流れ図



(2)後期高齢者医療費負担割合

医療等の実施月	保険料	支払基金交付金	公 費 (注)				
			合	計	国庫負担金	県負担金	市負担金
平成20年4月~	10/100	40/100	50/	100	4/12	1/12	1/12

(注)公費内での負担割合(国:県:市=4:1:1)